

言語聴覚士学科 学科細則

(目的)

第 1 条

この細則は、学則および試験規定、学生規定に基づき、教育効果を促進し、社会貢献に寄与する医療人を育てるために定める。

(進級判定に関する方針)

第 2 条

1. 学則第 10 条に定める総授業科目とは、単位履修科目のみならず指定補講および学科行事すべてを含むものとする。
2. 当該年配置科目については、最終進級判定会議までに、その全てを取得できなければ留置となり、留年となる。
3. 原級留置が決定した場合は、取得済みの単位に関しては認定したものとみなすが、単位未履修科目と同様で講義に出席することが望ましい。
4. 進級判定は学則に基づき、学校長、常務理事を含む進級判定会議で総合的に判定する。

(臨床実習に関する方針)

第 3 条

1. 臨床実習に参加できる者は、それまでの科目単位全てを取得した者で、実習前判定試験に合格した者とする。
2. 実習前判定試験は、総合学力試験（模擬試験）、および実習前実技試験とする。
3. 実習前判定試験の成績は、試験得点率の 60%以上を合格とし、60%未満であったものは再試験を行う。
4. 臨床実習への参加については、実習前判定試験の成績などを基に、専門知識、態度などで総合的に判定する。

(卒業判定に関する方針)

第 4 条

1. 卒業判定は学則第 10 条に基づく。
2. 本学科の「国家試験対策講義(1 単位)」単位履修試験は、1 月から実施する模擬試験、卒業試験等をさす。なお、試験得点率の 60%以上を合格基準とする。
3. 最終的な卒業判定は、学則及び上記 1、2 項に基づき、学校長、常務理事を含む卒業判定委員会において総合的に判定する。

附則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日より実施する。